



技 第 254 号
令和 5 年 7 月 7 日

農林水産部森林整備課長
隠岐支庁長県土整備局長
各県土整備事務所長 } 様

土木部技術管理課長

森林整備保全事業における衛星通信機器の設計積算について（通知）

森林整備保全事業では、情報通信網が脆弱な山間奥地で施工することがあります。

近年、このような現場においても使用可能な衛星通信機器が開発されており、緊急連絡体制の確保が可能となっています。

つきましては、森林整備保全事業における衛星通信機器の積算方法を下記の通り整理しましたので、適切に対応されたい。

なお、市町村等へは別途送付しています。

記

1. 対象工事

山間奥地等で通話圏外の箇所で施工する工事

2. 積算方法

別紙による。

3. 適用

本通知日以降に起案、変更する工事

問い合わせ先

土木部技術管理課

農林設計基準係 白築/板倉

tell : 0852-22-5942

e-mail : sekisan-system@pref.shimane.lg.jp

1. 対象工事等

島根県農林水産部森林整備課が所管する建設工事で、施工地が山間奥地等で通話圏外となる工事。

2. 適用

通知日以降に起案、変更する工事

3. 積算方法

近年開発されている衛星携帯電話等は、山間奥地の通話圏外における緊急時の安全対策として効果が高いため、緊急連絡体制の確保に必要となる通信手段として経費を計上する。

衛星携帯電話は原則リースとする。

【リース可の場合】

計上する費用は、リース代金及び通信費（基本料や月額などネットワーク環境の構築に係る費用）とし、費用の支払証明書類等を徴収することにより、全て共通仮設費の安全費に積み上げる。

また、現場管理費率及び一般管理費率の対象とする。

なお、通話料は間接工事費に含まれるため計上しない。

【リース不可の場合】

計上する費用は、衛星携帯電話等の購入代金を確認し、積算例を参考に損料を算出し、受発注者間で協議する。月々の料金等は支払証明書類等を徴収することにより経費を積み上げ計上する。

また、現場管理費率及び一般管理費率の対象とする。

なお、通話料は間接工事費に含まれるため計上しない。

積算例

建設機械損料算定表：分類コード 1799：017 [携帯用] を適用

(1)	(2)	(5)	(6)	(7)		(14)	(15)
基礎価格 (例)	標準使用 年数	年間標準 供用日数	維持管理 費率	年間管理 費率	残存率	換算供用1日当 たり損料率	換算供用1日 当たり損料
73千円	5.5年	160日	25%	8%	7%	1841×10^{-6}	134円

※ (1) 基礎価格 73 千円は、例であり、実際に積算する際は購入代金とする。

(14) 換算供用1日当たり損料率×基礎価格 で供用1日当たり損料を算出する。

$$73 \text{ 千円} \times 1841 \times 10^{-6} = 134 \text{ 円}$$

134 円×現場供用日数＝衛星携帯電話の費用として積み上げ計上。